

乳がん予防 母の日街頭キャンペーンは中止いたします。

がん予防推進員、サポーター企業の皆様には日頃から、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。母の日に合わせ「乳がん予防街頭キャンペーンを実施していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため残念ながら今年も中止することにいたしました。街頭キャンペーンは中止となりましたが、引き続き、セルフチェックや乳がん検診啓発のご協力をお願いします。

ピンクリボン運動とは

乳がんの「早期発見・早期診断・早期治療」の大切さを伝えるピンクリボン運動は、1980年代にアメリカで始まりました。乳がんで若くして亡くなった女性の母親が、残された家族と一緒にピンクリボンを作ったのが最初と言われています。ピンクリボンには「乳がんで命を落とさないように」という女性たちへのメッセージと「同じ悲しみを繰り返したくない」という母の思いが込められています。日本でピンクリボン運動が広まったのは2000年代に入ってから。今では全国各地で運動が行われています。

乳がんは、唯一自分で見つけることができます！！

ステップ① みて	鏡の前に立ち頭の後ろで手を組み、色や形を見てください。 くぼみ・ふくらみ・ただれ・変色・ひきつれはありませんか？
ステップ② さわって	4本指で「の」の字を書くように、指先で軽くなでるように“しこり”の有無を調べましょう。 4つのチェック
ステップ③ つまんで	指で乳頭の根元を軽くつまんで、分泌物がでないか調べましょう。
ステップ④ 横になって	仰向けに寝て背中の下に枕か畳んだタオルを入れて、乳房をさわって、調べてください。

出典元：認定NPO法人J.POSH

佐賀県がん検診向上サポーター企業を紹介します

今回ご紹介するサポーター企業は、幼稚園型認定こども園 学校法人藤影幼稚園です。光岡澄子副園長にお話を伺いました。「平成28年度より幼稚園型認定こども園

幼稚園型こども園 学校法人 藤影幼稚園



〒840-0822 佐賀市高木町11-12
TEL：0952-23-2336
FAX：0952-33-3773
<https://www.asahisaga.com/>

藤影幼稚園として運営することとなりました。時代の波にのりながらも目指す保育はブレずに…“一人ひとりのこどもの心を大切に育てる保育”を胸に、大らかな心で保育を行うことを掲げ、みんなが大家族のような愛情に満ちた園を目指しています。職員の年齢が20代～70代と幅があり自己の疾病治療など健康問題は様々ですが、健康管理には十分気をつけるようにしています。また治療後は職場復帰ができるよう職員全員で働きやすい職場を目指しています。またがん検診の強制はしていませんが、日曜日も受診できる医療機関があることなどを呼びかけています。23年前に園長が大腸がんを患ってから、月に1度、園敷地内のお寺にて、一般のがん患者、門徒を対象にがんサロンを開いています。現在、コロナ禍なので、マスク、手洗い、消毒と無駄な外出をさけるよう、園児には家庭での注意をお願いします。

次にご紹介するサポーター企業は、羊羹一筋の老舗、有限会社 八頭司伝吉本舗です。羊羹本来の「美味しさ」にこだわり誕生した「昔ようかん」は、全国でも類を見ない逸品です。その製法を守り、お客様にお勧めしていくためにも、従業員の健康管理に細かい配慮をされています。お話は若女将である八頭司実幸さんです。「健康診断結果において有所見が認められた場合は、地域産業保健センターの登録医師に意見を聴き、その結果に基づいて社内に対応を協議しています。健康診断の日には社内【健康管理の日】として健康に関する意識の確認を行っています。」

耳寄り 情報

八頭司伝吉本舗さんが、社内の健康管理として利用された地域産業保健センターでは、労働者が50人未満の事業所において、事業主が労働安全衛生法に基づく健康診断の事後措置ができるよう医師の意見聴取を実施したり、保健師による保健指導を実施したりするなどの支援を無料で実施しています。

お問合せ先は ☎ 独立行政法人 労働者健康安全機構
佐賀産業保健総合支援センター
TEL:0952-41-1888 FAX:0952-41-1887



乳がん検診って どこで受けられるの??



市町が実施している乳がん検診は、40歳以上の方が対象となっており、少ない自己負担で受けることができます。料金や検診日時などは、各市町で異なりますので、お住いの市町の担当課にお問い合わせください。一定の年齢の方に無料クーポン券を配布しているところもあります。

保健福祉事務所	市町の連絡先一覧	
中部管轄	・佐賀市健康づくり課 0952-40-7281 ・小城市健康増進課 0952-37-6106 ・吉野ヶ里町こども・保健課 0952-51-1618	・多海市健康増進課 0952-75-3355 ・神埼市健康増進課 0952-51-1234
鳥栖管轄	・鳥栖市健康増進課 0942-85-3650 ・上峰町健康福祉課 0952-52-7413	・基山町健康増進課 0942-92-2045 ・みやき町健康増進課 0942-89-3915
唐津管轄	・唐津市保健医療課 0955-75-5161	・玄海町健康福祉課 0955-52-2159
伊万里管轄	・伊万里市健康づくり課 0955-22-3916	・有田町健康福祉課 0955-43-5065
杵藤管轄	・武雄市健康課 0954-23-9131 ・嬉野市健康づくり課 0954-66-9120 ・江北町健康福祉課 0952-86-5614 ・太良町健康増進課 0954-67-0753	・鹿島市保険健康課 0954-63-3373 ・大町町子育て・健康課 0952-82-3186 ・白石町保健福祉課 0952-84-7116

※職場で乳がん検診が受けられる事業所もあるので、お勤め先にもお問い合わせください。

40歳未満だけど、検診を受けたい人は??



40歳になっていない人でも、県内の医療機関で受診することは出来ます。検診を希望する場合は、事前に直接、医療機関にお問い合わせください。なお、料金や検診日時は医療機関によって異なり、費用は受診者負担となります。

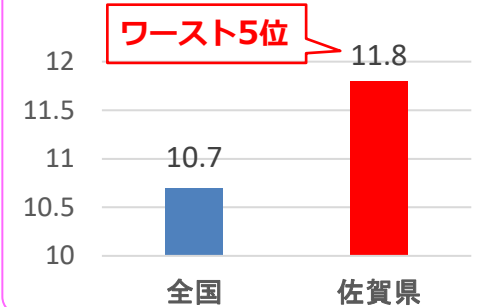
佐賀県で乳がんの精密検査が受けられる医療機関を紹介しています。

がんポータルさが 検索



皆さんご存じのとおり、佐賀県は女性のがんの死亡率がとても高いです！いまや11人に1人が乳がんにかかります。乳がんで命を落とさない為には、セルフチェックとがん検診での早期発見・早期治療が重要なポイント！！新型コロナウイルスの感染症を恐れて、昨年、乳がん検診を控えた方は、今年は是非とも検診を受けてください。

■佐賀県・全国の乳がん死亡率比較 (平成26～30年の5年平均)



国立がん研究センターがん情報サービスから作成

最も有効ながん予防は禁煙です！ 他人のたばこの煙も嚴重注意です！！

副流煙



自分の意志とは関係なく、たばこの煙を吸い込んでしまうことを「受動喫煙」といいます。室内でたばこを吸うと、副流煙に含まれる有害物質が一気に拡散され、喫煙者だけでなく、周囲の人たちにも喫煙者と同じような健康被害をおよぼすことになります。そこで！

受動喫煙対策に関するコールセンターを開設！

健康増進法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に全面施行となり、事業所や飲食店等、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙になりました。屋内禁煙にしない施設は、喫煙専用室の設置が必要です。(令和2年4月1日時点で営業している小規模の飲食店は喫煙可能店とすることも可能。ただし、保健福祉事務所へ届出が必要。)県では、受動喫煙対策が必要な事業所や飲食店などの管理者の皆様からのお問合せや、県民の皆様からの受動喫煙の被害等に関するご相談、ご質問、ご意見等を広く受け付けるコールセンターを令和3年4月6日に開設しています。

※裏面のちらしをご覧ください。

- 名 称 佐賀県受動喫煙対策コールセンター
- 電話番号 050 (5526) 2422
- 開設日時 令和3年4月6日～令和4年3月31日
9時～17時(土日、祝日、年末年始は除く)
- コールセンター受付内容
 - ・健康増進法の一部を改正する法律に係る受動喫煙対策全般に関する問い合わせ
 - ・受動喫煙の被害等に関する相談や質問、意見等



あ と が き

霜除けの傘が風に飛ばされたことに気づくのが遅れたせいで、瀕死の状態になっていた庭の多肉植物。あわてて根を掘り出し、部屋に保護して早2ヶ月が経ちました。申し訳ない事をしたと詫びながら、毎日奇跡が起こることを願っていたけど一向に変化なし。「いつまでも枯れた植物を置いては良くないよなあ。」と処分を決心した日、おっ！お～～～っ！なんと！米粒ほどの芽が顔を出してる！嬉しい。これからまたよろしくね。

《さがんだより新聞の問合せ先》

佐賀県 健康増進課がん撲滅特別対策室 担当 小瀬
TEL：0952-25-7491 FAX：0952-25-7268



はじまっています、
受動喫煙対策。

2019年7月1日START!



病院・学校

敷地内禁煙!
(屋外に喫煙場所設置可)

2020年4月1日START!



飲食店

原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)

オフィス・事業所など

原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)



ACTION!

2020年4月から飲食店やオフィスなど、
様々な施設でスタート!

ひろがっています! 望まない受動喫煙対策

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。



屋内での喫煙は
喫煙室限定

標識掲示が
義務付け

多くの施設において
原則屋内禁煙に

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

喫煙室には
標識掲示が義務付けに



病院や学校・行政機関などは
2019年7月より原則敷地内禁煙

飲食店やオフィスなどは
2020年4月より原則屋内禁煙
※国府、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業関係・鉄道などの施設

2020年4月、様々な施設でスタート!

この標識が目印です。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。

設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。

喫煙専用室 「喫煙室」の出入口に貼るもの	喫煙専用室あり 「喫煙室」の出入口に貼るもの	加熱式たばこ専用喫煙室 「喫煙室」の出入口に貼るもの	加熱式たばこ専用喫煙室あり 「喫煙室」の出入口に貼るもの
------------------------------------	--------------------------------------	--	--

○喫煙が可能
×飲食など不可
※施設の一部に設置可

△加熱式たばこに限定
○喫煙が可能
×飲食など不可
※施設の一部に設置可



詳しくは「なくそう! 望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>
なくそう! 望まない受動喫煙

